

中野区教育委員会会議録

令和4年第23回定例会

令和4年7月29日

中野区教育委員会

令和4年第23回中野区教育委員会定例会

○日時

令和4年7月29日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時44分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども政策担当課長 青木 大

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 松原 弘宜

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

○傍聴者数

5人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第29号議案 中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 第30号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

2 協議事項

- (1) 令和5年度使用教科用図書採択について（指導室）

3 報告事項

- (1) 教育長及び委員活動報告]

- ① 7月22日 中学校長会との意見交換会

- (2) 事務局報告

- ① 子どもに関する総合計画策定の考え方について（子ども・教育政策課）

- ② 中野区子どもの権利委員会及び中野区子どもの権利救済機関について（子ども・教育政策課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは定足数に達しましたので、教育委員会第 23 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は村杉委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

ここでお諮りいたします。

本日の協議事項「令和 5 年度使用教科用図書の採択について」は、教科書採択の過程に関する案件でございますので、非公開での審議を予定しております。

したがって、日程の順序を変更し、協議事項につきましては、日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、協議事項を日程の最後に行うことといたします。

日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

初めに議決事件の審査を行います。

議決事件の第 1、第 29 号議案「中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」及び議決事件の第 2、第 30 号議案「中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」は、関連する議案となりますので、一括して上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

「中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

まず、教員特殊業務手当でございますが、職員が幼稚園や学校の管理下において行う業務

のうち、給与上特別な考慮を必要とし、かつその対価を通常の給与にて支払うことが難しいものについて、手当を支給するというものでございます。

それでは、補足資料のほうをごらんください。

まず、改正する理由でございますが、東京都において、令和4年4月1日より、教育特殊業務手当の改定が行われました。これに伴いまして、東京都との均衡を図るため、幼稚園教育職員と小・中学校の教育職員、いわゆる任期付短時間教員の特殊業務手当の上限は、それぞれの職員の給与に関する条例に規定されており、第2回定例区議会にて条例改正が議決され、既に公布されております。

教員特殊業務手当の業務別の具体的な支給額は、「中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則」及び「中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則」に規定されておりますので、一部を改正するというものでございます。

3番、改正内容でございます。以下の2点、幼稚園・学校管理下での非常災害時等の緊急業務、もう1点が、学校における修学旅行等の引率業務のうち泊を伴う指導業務となっております。

具体的な日額でございますが、それぞれ2枚目、3枚目等にあります新旧対照表をごらんいただければと思います。こちらに支給額のほうが示されており、いずれも増額というふうになってございます。

4番、施行期日でございますが、公布の日からとなります。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら願いたします。

田中委員

説明ありがとうございました。この改正ということについては、賛同したいと思いますが、1点教えていただきたいのですけれども、この改正内容の中で、「幼稚園・学校管理下での」というのは、具体的にはどういう状況が想定されるのか、教えていただければと思います。

指導室長

これは、非常災害時の緊急業務ということでございまして、休日または週休日において、7時間45分に及ぶか同程度のもの、また勤務日の勤務時間に引き続きまして、午後11時

にまで及ぶか同程度のもの、また勤務日の午前2時から午前8時に及ぶか同程度のものということで、この緊急業務というのが示されているものでございます。

田中委員

イメージとして、例えば学校が救護所みたいになるような、そういうふうなイメージではないですか。

指導室長

非常災害時におきまして、幼児・児童・生徒の保護、または緊急の防災、もしくは復旧の業務に従事という形になりますので、子どもたちを含む避難住民等の救援業務に従事するという際に、こちらのものが該当するというものでございます。

伊藤委員

改正には賛成いたします。

1点確認なのですが、支給額が今回かなり大幅に増額になるのですけれども、それは幼児に対する緊急業務など、例えば先生が至急タクシー等で医療機関に連れていかなければいけないとか、あまり望ましくない、あってはならないような状況ですけれども、残念ながらそういうことが起きたときの手当として、これまでの設定が十分現状をカバーしていなくて、今回実態に合わせて増額したという理解をしているのですけれども、それで大丈夫でしょうか。

指導室長

内容といたしましては、そのようになってございます。

近年の東京都におきましても、令和元年に台風15号及び19号が、非常に大きな災害をもたらしたということ、また首都直下型地震等自然災害への備えが強く求められているというような背景に基づきまして、今回改正ということで、労使交渉により決定されたというものでございます。

岡本委員

ありがとうございます。私も改正には賛同いたします。

1点お伺いしたいのですが、田中委員との質問にも関連するかもしれないのですけれども、避難所運営等をするときに、先生方が実際にどこをどれくらいまで担うのかといった規則みたいなものはあるのでしょうか。

指導室長

本区におきましては、特に教員のほうが避難所等の手伝いをしなければいけないという

ような規定はございませんが、何か大きな災害が起きた場合は、やはり区民や子どもたちの安全を守るということで、業務が必要になるという状況は想定されますので、きちんとこちらのほうの規則を改めておく必要があると考えます。

入野教育長

少なくとも、避難所運営に直接というよりは、子どもがいる場合には、既にそういうことで、実際問題として動かなければいけないということで、規則というよりは、多分割り当てが、各学校もきちっと決められているかと思います。

村杉委員

こういう非常事態の場合というのは、先生方もご自分の家庭がおありでしょうし、その中で勤務として、子どもたちの命に関わる、安全に関わることをしていらっしゃるわけなので、私も増額は妥当だと思いますし、賛成です。

入野教育長

ありがとうございます。他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

1件ずつ、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

まず、上程中の第29号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、上程中の第30号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に、報告事項に入ります。

初めに、教育長及び委員活動報告をいたします。事務局からご報告願います。

子ども政策担当課長

教育長及び教育委員の活動報告をいたします。

7月22日の金曜日、中学校長会との意見交換会に入野教育長、岡本委員、村杉委員、田中委員、伊藤委員が参加されました。

事務局からのご報告は以上になります。

入野教育長

ありがとうございます。各委員から、補足、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

私もこちらに参加してきました。今回のテーマは、これからの質の高い教育にどのように取り組んでいくかということで、校長先生方と懇談を深めました。

こういったコロナ禍でしたので、校長先生方と顔を合わせて、いろいろお話を聞く機会が本当に久しぶりだったので、新しい校長先生もいらっしゃったりで、そういった意味でも大変意義があったなと感じました。

それぞれの学校から、どういうふうに取り組んでいるかという報告をいただいた後、懇談しましたが、それぞれの学校が地域の特性だとか、それから生徒さんたちの状況とか、そういったことを踏まえて、その中でどういうふうに質を高めていくかということに、それぞれ取り組んでいるところは、非常に心強く思いました。

取り組んでいるテーマは、本当に多岐にわたっていましたが、特に地域とのつながりということは、各学校とも取り上げていたように感じました。私も日々思っていたのですけれども、なかなか地域の中で学校の存在というのが、学校と関わりのある地域住民の方たちはつながりがあるのですけれども、お子さんも学校には行っていない、特に地域の活動にも参加していないと、そういった方々に、どういうふうに学校を意識してもらえるかというのは大事だなと感じていたのですけれども、学校によっては、外に生徒さんが自ら出て、地域の人たちと交流するような機会を持ったりして、大変いいことだなと感じました。

幾つも出ていましたけれど、一つは、地域の高齢者の方に花を届けるとか、あるいは犯罪被害者の家族の方との話し合いの機会を持ったとか、そんな事例も報告されていました。ぜひ、またこういったことも、引き続いて取り組んでいただきたいなと思った次第です。

以上です。

伊藤委員

私も同じく、中学校長会との意見交換会に参加いたしました。例年、冬に行われることも多いのですが、校長先生からのご指摘もございましたけれども、こういった早い時期に行うことで、各学校の課題ですとか、新しくお互いにこういったことを目標にしていかなければいけないという目標の共有ですとか、様々なことが早い時期に可能になりますので、今回7月に実現できて大変よかったなと思いました。

新しい校長先生も多く、数年前とは大分雰囲気も変わってきた中で、新しく学習指導要領も変わり、学校づくりが節目のような時期に来ていることもとても感じましたし、その中で先生方がご尽力くださっていることもわかりましたので、引き続きこういった機会を何らかの形で続けながら、現場の先生方と子どもたちのことをもっと考えていく必要があるなと思いました。

以上です。

岡本委員

私も校長会との意見交換会で、かなり率直なご意見を伺えたと思いますし、今お2人のお話あったように、各校長先生方の個性も見えて、よい機会だったなと思いました。

ただ、90分では皆さん言いたいことがたくさんあり過ぎて、なかなかお話しを伺い切れなかったなという思いもあります。年に1回と言わず、定期的にこういう場が少人数でもできればいいなと思いましたし、またもっと言えば、校長先生以外にも、例えば副校長先生とか主幹教諭の方、あとは若い先生、また養護教諭や事務職員、ALTとか専門スタッフ、一人職の方々との率直なお話できる機会も欲しいなと、今回の中学校長先生方との意見交換会を経て思いが強くなった次第です。

以上です。

村杉委員

私も校長会に参加させていただきまして、校長会は9名の先生なので、本当にこじんまりと、自分の意見が言えるような、そのような会で、とても親近感を覚えました。

私はタブレット端末を使用することに当たっての、子どもたちの視力の低下のことが心配で、姿勢のこととか、そのあたりのことを生徒たちに注意されているかというようなことも伺いましたが、各学校取り組んでらっしゃるということ、それから情報モラル教育のことに関しても伺いましたが、全校取り組んでいらっしゃるということで指導室長からは伺っていましたが、実際の生のお声で、校長先生方から伺えてよかったと思います。

以上です。

入野教育長

ありがとうございます。私のほうからもお話をしますと、大体中心のメインテーマは、今年、これからの質の高い教育にどのように取り組んでくかということで、校長先生方からご意見を聞いたということでございます。

このテーマは、中野区基本計画等に使われている言葉ですので、それぞれの学校で、それぞれの校長先生がどんな思いで取り組まれているかということとか、取り組まれているかというお話が聞けてよかったなとは思っております。

今年、半分ぐらい中学校長会のメンバーが変わっておりますので、大分また違った意味での新しい意見交換ができたかなと思います。

さらに昨日ですが、中野区いじめ問題対策連絡協議会というのが開かれまして、中野区のいじめ防止等対策推進条例の第12条で規定されている会なのですけれども、警察の方ですとか学校の代表者、それから民生児童委員の代表の方ですとか、相談業務に当たっている人たち、SSWですとか教育相談の代表者ですとか、それから児童相談所長が4月からおりますので、児童相談所長ですとかが入りまして、子どもたちのいじめ問題について情報共有をするとともに、これから連携を強化していこうということが狙いとされた会でございますけれども、それぞれ事例が出たりいたしましたし、お話を聞いていますと、やはりストレートでいじめということで出てくるのが余りないと。相談を続けていくと、そういう部分の話も出てくるというような、それぞれのお立場の話もございました。

警察のほうからは、直接そういうことでの相談は、今のところ挙がっていないという話も上げられましたけど、これからお互いの、それぞれの役割をいかに円滑に、子どもたちのために連携がとれるかということで、さらに考えていきたいなと思います。

併せて、区のほうの方向として、子どもの権利条例ができて、こういうふうな対応も、救済機関もできましたというお話をさせていただきましたので、そういうことについても少しお話があったということもございました。

以上でございます。

ほかにご報告がなければ、終了したいと思います。よろしいでしょうか。

続いて、事務局報告に移ります。

<事務局報告>

入野教育長

事務局報告の1番目、「子どもに関する総合計画策定の考え方について」の報告をお願いいたします。

子ども政策担当課長

それでは、現在子ども教育部で検討を進めております「子どもに関する総合計画」策定の考え方につきまして、資料に沿ってご報告、情報提供をさせていただきます。

1番、計画策定の目的でございますが、事業計画の計画期間の中間年に当たりまして、幼児期の学校教育・保育等の需要見込み及び確保方策の見直しを図ること、また新たに策定されました区の基本構想、基本計画との整合を図り、新たな課題に対応することを目的としてございます。

2番、計画の構成等でございますが、基本構想、基本計画に基づく子どもに関する個別計画であるとともに、(1)から(5)までの法定計画を包含する総合的な計画という位置づけでございます。

3番、計画期間でございますが、令和5年度からの5年間、ただし子ども・子育て支援事業計画に関わる部分につきましては、法定の計画期間であります令和5年度、6年度とすることを考えております。

4番、今後のスケジュールでございますが、10月に計画の骨子、また現行計画の事業実績の取りまとめをすることを考えてございます。

それらを踏まえまして、12月に計画（素案）を取りまとめ、意見交換会を経て、令和5年1月に計画（案）、その後パブリック・コメント手続を経まして、3月に計画を策定することを考えてございます。

最後に5番、その他でございますが、計画の策定に当たりましては、子ども・子育て会議及び子どもの権利委員会において審議するほか、広く区民等から意見聴取を行ってまいります。

ご説明については以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきましてご発言がありましたらお願いいたします。

岡本委員

ありがとうございます。確認したいのですけれども、この計画は、先ごろ成立した「子ども基本法」の第10条に、市町村は当該市町村における子ども施策についての計画を定めるものとするという規定があるのですけれども、それに該当するという理解でよいでしょう

か。

子ども政策担当課長

国がこれまで法律・施策領域ごとに、様々な計画をつくるようにと、自治体に義務であったり、努力義務を課してきたというところがございますが、今回の「こども基本法」や「こども家庭庁」の設置に際しまして、そういった計画をまとめていく方向性であるという趣旨でございます。

区が今回策定を予定しております計画は、そうした考え方から策定するものでございまして、国の考えに先行して取組を進めていくといったものと認識してございます。

岡本委員

いろいろ国や都の動きを踏まえて動かれる場面もあると思うのですが、できるところはどんどん中野区として進めていっていただければと思います。ありがとうございます。

田中委員

内容は説明いただいてわかったのですが、これからつくる教育大綱とか教育ビジョンと、この総合計画というのは、どんな関係にあるのか教えていただければと思います。

子ども政策担当課長

今回大きく分けまして、区の計画体系としまして、基本構想、基本計画、それに基づく個別計画として、例えば環境基本計画であったり、地域福祉計画であったり、男女共同参画計画というのがあります。そのうちの一つとして、今回子どもに関する総合計画を取りまとめていくというものでございます。

一方で、中野区教育大綱と整合をとる形で、中野区教育ビジョンというものも今、改定に向けて取り組んでいるところがございますが、今回子どもに関する総合計画は、そういった教育大綱や教育ビジョンとも整合を図っていくといったことで考えてございます。

田中委員

教育の領域は、この総合計画とは別のものと捉えていいのですか。もちろん整合を図るわけですが。

子ども政策担当課長

今、委員ご指摘のとおり、教育の中身については、教育ビジョン、教育大綱のところになるのかなということで、今回子どもに関する総合計画の策定として考えておりますのが、資料の中の2の(1)から(5)の部分の、様々な法律であったり、区の条例に基づく計画が

ございますが、こういったところが中心になるのかと考えてございます。

伊藤委員

やはり学校教育だけでなく、子どもたちの暮らしとか、子どもたちが育てる総合的な環境というふうなことを考えた場合に、教育ビジョン等々と整合性を取りながら、たくさんの計画を統合的に考えていくということはすごく大事だと思っています。

ですので、コロナ禍の中で、新しいニーズが出てきていると思いますので、そういったことを反映するのが難しいかとは思いますが、なるべく新しいニーズも踏まえながら、計画をフレキシブルかつニーズに応じたものとして構成していただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

入野教育長

ありがとうございます。他にご発言ございますか。よろしいでしょうか。

よろしければ、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目、「中野区子どもの権利委員会及び中野区子どもの権利救済機関について」の報告をお願いいたします。

子ども政策担当課長

それでは、中野区子どもの権利委員会及び中野区子どもの権利救済機関につきまして、資料に沿ってご説明させていただきます。4月15日の教育委員会定例会におきまして、設置に関わる考え方をご報告したところでございますが、今回は詳細について、改めてご報告するものでございます。

まず第1、中野区子どもの権利委員会につきまして、1番、所掌事項でございますが、子どもの権利に関する条例において、推進計画及び子どもに関する取組の検証を行うこととしてございます。

2番、委員の委嘱でございますが、第1期子どもの権利委員会委員としまして、資料に記載の10名に対して委嘱を行いました。任期につきましては、本年6月1日からの2年間となります。

3番、諮問事項でございますが、資料に記載の3点につきまして、諮問のほういたしました。

4番、今後のスケジュールでございますが、諮問事項の(3)につきましては、本年8月下旬ごろに中間の答申として、一旦取りまとめていただく予定でございます。それを踏まえ

まして、先ほどのご報告の中でもありました子どもの権利条例に基づく推進計画、こちらは子どもに関する総合計画の一部になるものでございますが、こちらの検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次に2ページ目に進んでいただきまして、第2、中野区子どもの権利救済機関につきまして、1番、子どもの権利救済委員でございますが、資料に記載の3名に対して委嘱のほうを行いました。

2番、任期でございますが、本年4月1日からの2年間となります。

3番、子ども相談室の設置でございますが、開設場所につきましては教育センター分室内、開設時期につきましては9月1日、開設日時は月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで、相談の受付方法は電話、電子メール、来所、窓口ですね。それから手紙になります。また、窓口には子どもの権利救済相談・調査専門員を配置いたします。

ご説明については以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

岡本委員

ご説明ありがとうございます。子どもの権利委員会での活発なご議論を心より期待しております。

子どもの権利救済機関について、質問させてください。子どもの権利保障についての相談窓口ということで、こちらでも有効に機能することが本当に望まれると思うのですが、子ども自身がいろんな悩みを持っている中で、例えば家庭のことであるとか、直接的に学校で嫌がらせを受けているとか、それと子どもの権利に関することというのは、いろんな相談窓口がもしかしたらあるかもしれない、それをどういうふう子どもに情報提供できるのか、整理して、子どもが相談しやすい環境を用意することも大事だと思うのですが、そのあたりどのようにお考えか教えてください。

子ども政策担当課長

今、委員ご指摘いただいたとおり、子どもにとってわかりやすく、相談しやすいというのが一番大事になるかと私たちも考えてございます。

子どもの権利侵害からの救済というのが、この子どもの権利救済機関の役割ではございますが、やはり子どもの権利侵害に当たる場合がどういう場合なのかというのは、子ども自身がなかなかそれはわからないことが多いので、何か悩みがあるとか、もやもやとした気

持ちがある。こういったところを権利侵害の端緒として、解決を図っていくものになりますので、周知に当たりましても、何でも相談というか、「困ったことがあったら相談してください」というような間口を広げた周知・広報が必要になるかと考えてございます。

伊藤委員

相談というのでも高い専門性が必要なものなのですが、その中でも電話を媒体としていたり、その他メール、手紙など遠隔の相談ということにもなりますし、子どもということですので、ことさら何でも相談というような形にするのであれば、やはりそういう子どもからの遠隔相談、電話相談に習熟した方が担当されることが非常に必要で、高い専門性が必要とされると思います。

ですので、そういった適切な方を配置していただきたいということと、あと、そういったことを考えますと、先ほど岡本委員も言われたように、様々な相談窓口について、子どもにわかりやすく一本化というか、適切な方法を今後考えていく必要もあるのではないかなと思いました。

以上です。

村杉委員

少し伺いたいのですが、公募による区民の中から2名の方が選ばれていらっしゃいますが、大体何名くらいの区民の方から応募があって、どのような基準で選ばれたのか。できる範囲で結構ですので、お聞きしたいと思います。

子ども政策担当課長

今回は子どもの権利委員会の公募の区民として、2名の募集をいたしました。2名の募集に対しまして、13名の応募がありまして、選考方法につきましては、様々区のほうで附属機関がありますけれど、他の附属機関と同様の形で、応募の際に作文を提出してもらいまして、区の中で作文を採点して、上位2名を選考するという方法で、選考のほうを行いました。

入野教育長

よろしいでしょうか。ご質問がないようですので、本報告は終了いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の協議事項、「令和5年度使用教科用図書の採択について」は、採択過程における審議の公正を確保するため、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則第10条第1項に基づき、非公開の取扱いとなっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第14条第7項のただし書の規定により、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることにいたします。

それでは、傍聴者の方々のご退室の前に、事務局から次回開催についてご報告願います。

子ども政策担当課長

次回の教育委員会についてご報告いたします。8月5日の金曜日19時からということで、開催場所につきましては、区役所5階教育委員会室になります。8月5日につきましては、夜の教育委員会として実施する予定でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況及び新型コロナウイルス感染症に伴います国と区の対応を踏まえまして、中止・延期する場合は、区のホームページでお知らせするようにいたします。

以上でございます。

入野教育長

ありがとうございました。テーマ等につきましては、今画面に表示されているかと思えますので、ご承知おきください。

それでは、恐れ入りますが、傍聴者の方々はこちらで会場の外へご退室をお願いいたします。

(傍聴者退出)

(以下、非公開)

(令和4年第23回定例会における会議録の公開決定に基づき、以下、非公開部分を公開)

入野教育長

ここで会議を休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

入野教育長

会議を再開いたします。

<協議事項>

入野教育長

「令和5年度使用教科用図書の採択について」を協議いたします。初めに、事務局からご説明をお願いいたします。

指導室長

「令和5年度使用教科用図書の採択について」説明させていただきます。

採択の時期でございますが、令和4年8月31日までに採択するということになってございます。

小学校・中学校の教科用図書の採択につきましては、4年に一度となっておりますので、今年度は該当ではございません。特別支援学級で使用する教科用図書に関しましては、一般図書の採択替えは毎年行うことができると規定されておりますので、特別支援学級小学校6校、中学校3校につきまして、ご確認のほう、お願いしたいと考えております。

それでは、本日配付させていただきました各学校の令和5年度使用教科用図書の採択希望一覧のほう、ごらんいただければと思います。

今回、一般図書を選んでいる学校でございますが、東京都教育委員会では出されていますこちらの特別支援教育教科書調査研究資料というものに基づきまして、東京都のほうが一覧図書としてふさわしいだろうというリストがございます。この中から、各学校が子どもたちの実態に応じて選んで、希望として挙がってきてございます。

例年、検定教科書を使う学校が多いのですが、来年度に向けても、江原小学校、それから中野第一小学校で、一般図書が幾つか挙がってきております。それぞれの学校の管理職のほうに、今回この選定理由のほう確認をさせていただきました。

まず、江原小学校でございますが、毎年この一般図書のほうですけれども、学年を通して使用しているということでございます。

教科用図書につきましては、子どもたちからしてみますと、非常に今の教科書が、分量が多いと。全ての問題を解くということがなかなか難しいので、それよりは先生方のほうでプリント等を用意して、しっかりとやり切ることで、子どもたちに達成感を味わわせるということ。それから問題数も子どもたちの実態に応じて、かなり精選をして絞って取組を行っているとおっしゃっていました。これまでも一般図書を活用してきて、子どもたちの力が着実に伸びてきているという、そういう実態もあるということで、保護者にもきちんと説明した上で、保護者の理解も得て、この一般図書は活用しているということでございます。

また、中野第一小学校でございますが、こちらの内容をごらんいただきますと、1年生の段階で、検定の教科書をまずは購入して、こちらを活用すると。2年生から6年生につきましては、一般図書を活用しながら、子どもたちの意欲を高めるですとか、また発達段階に応じて、難しい問題に取り組むことに困難さを持っているようなお子さんもいるということですので、そういう子どもたちに合った、実態に応じて、その子その子に合った一般図書を、先生方がしっかりと話し合いをした上で決定しているということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いたします。

伊藤委員

教科書の使い方などにつきましても詳しくご報告いただきまして、大変ありがたく存じます。ありがとうございます。子どもたちがそれぞれの発達段階に応じて伸びていくということがとても大事だと思いますので、有効に教科書が使われていくことがとても大事だなと思っています。

私としましては、個人的にはむしろ検定教科書を選んでいる学校がどうしてなのかということとか、それでどういった効果が、どういう使い方でどういう効果を目指していらっしゃるのかを聞きたいということがあったのですけれども、そういった点については、何か情報等ございますでしょうか。

指導室長

保護者のほうのニーズ等もあるようでして、通常の学級に在籍している子どもたちが使用している教科書も、ぜひ使ってほしいというような要望もあるということでございます。実際は、全てを授業の中で活用するというものではございません。非常に最近の教科書は詳しく書かれておりますので、そういう中の部分、部分を切り取りながら活用しているという状況を聞いております。

また、ICT機器が、全ての子どもたち一人1台のiPad、それから教師用のデジタル教科書等も入っていますので、耳からの情報よりも目からの情報のほうが入りやすいようなお子さんもいるということで、特にこの特別支援学級につきましては、ICT機器を効果的に活用することで、子どもたちの興味・関心を引き出し、基礎的な学力を着実に、ゆっくりではありますけれども、一つ一つ丁寧に身につけさせているという活用をしております。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その他ご意見がございませんので、令和5年度使用教科用図書については、小・中学校の教科用図書については現行のものを、特別支援学級で使用する教科用図書については、資料に記載の教科書を採択候補とすることとしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

それでは、本件教科書採択について、8月5日の定例会において、議案として審議することといたしますので、事務局は事務手続を進めていただければと思います。

ここでお諮りいたします。

本日の協議につきましては、会議を非公開の取扱いとしましたが、教科書採択の日以降において、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、会議録の公開を行いたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定いたしました。事務局はただいまの決定内容に従いまして、当該会議録の公開手続を行ってください。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第23回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時44分閉会